

令和 7 年度勝央町内部統制評価報告書

勝央町長水嶋淳治は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

勝央町長水嶋淳治は、勝央町の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、勝央町においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「勝央町内部統制基本方針（令和元年 6 月 11 日）」を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務、情報管理に関する事務、その他必要と認める事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

本町においては、令和 7 年度を評価対象期間とし、令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制報告書の作成」に基づき、財務に関する事務、情報管理に関する事務、その他必要と認める事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、本町の内部統制は評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 8 年 7 月 6 日

勝央町長 水嶋 淳治